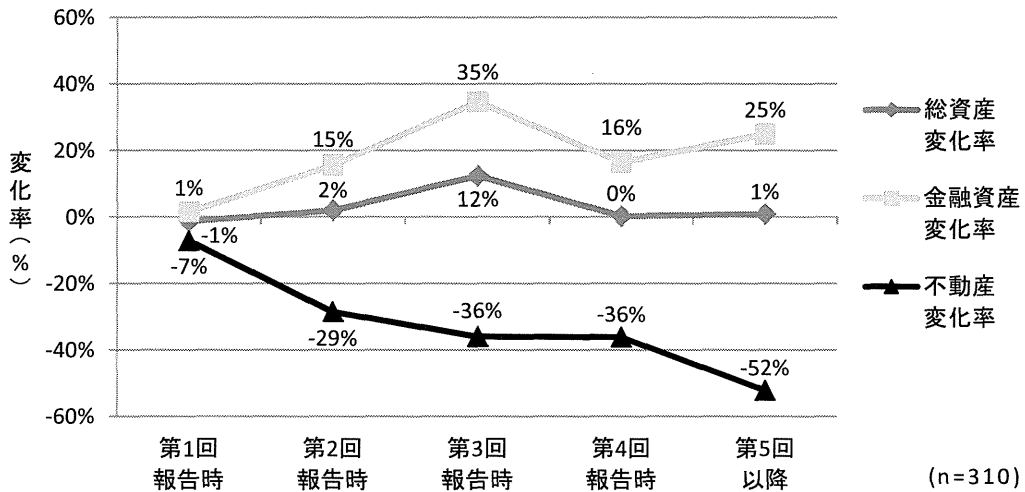


[図8-10] 平均資産変化率の推移[申立時比]



次に金融資産についてみると、不動産の減少（売却）にともない、第2回報告時に2割近く増加し、さらに次の第3回報告時には申立時よりも3割近く増え、最終的には2割以上の増加となっている。

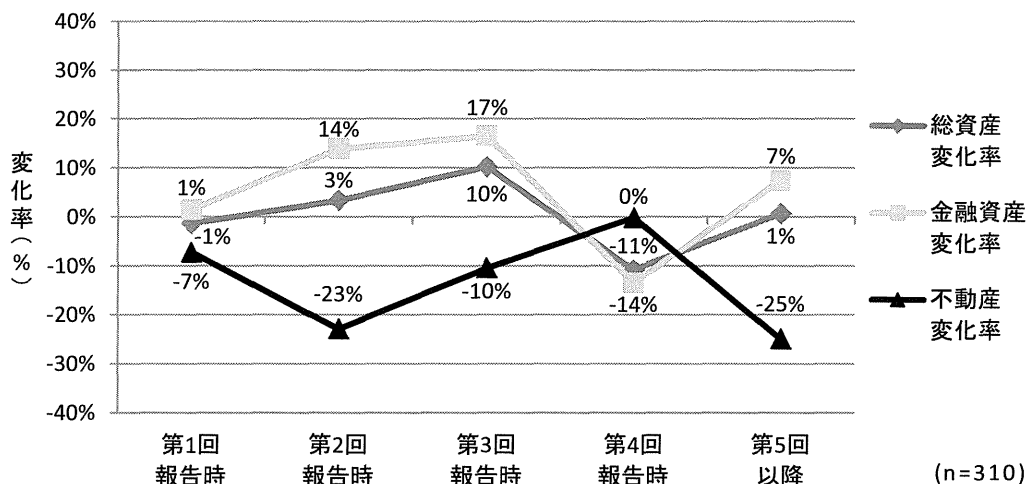
最後に総資産額についてみると、一時（第3回報告時）やや増加するも（申立時の1割強）、不動産の減少と金融資産の増加により相殺される形で最後まで安定的に推移している。

以上のことから、（そもそも資産や収入が不足している分を）不動産売却等によって補い、それで金融資産が増加することによって、結果として資産全体が急激に増減（特に急減を）することもなく、安定的な推移になっていることが分かる。

8.5.2. 資産の変化率（前回報告時比）の推移

続いて、本人の保有資産の変化率（前回報告時からの変化率）の推移について見てみる（図8-11）。

[図8-11] 平均資産変化率の推移[前回報告時比]



まず不動産についてみると、第2回報告時に不動産額は大きく減少し（前回報告時比で2割強のマイナス）、次の第3回報告時も1割程度減少し、第4回報告時に増減がゼロになるが、最終的に

また大きく減少している（同、3割弱のマイナス）。

次に金融資産についてみると、第2回報告時に金融資産額は増加し始め（前回報告時比で1割強のプラス）、次の第3回報告時も増加を続け（同、2割弱のプラス）、第4回報告時にいったん減少に転じるが（同、1割強のマイナス）、最終的にまた増加している（同、1割弱のプラス）。

最後に総資産についてであるが、総資産の変化率の推移は金融資産のそれにほぼ連動しており、かつ金融資産の変化に比べてその程度は穏やかである。

以上をまとめると次のようになる。

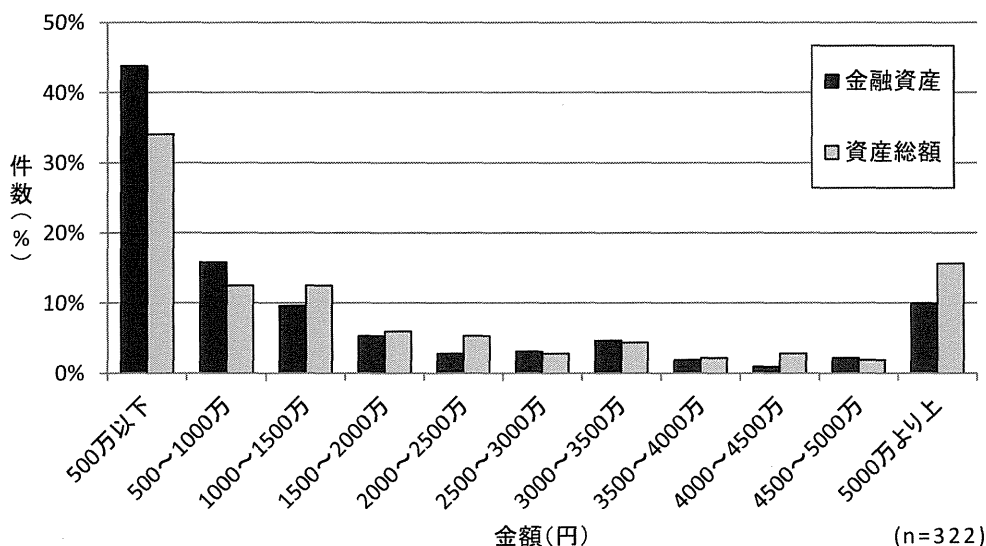
すなわち、①不動産は第2回、第3回報告時に連続して大きく減少し、第5回報告以降にも再び減少傾向となる、②金融資産は不動産とほぼ逆の動きをし、不動産が減少すればその分増加する、③総資産は、金融資産の変化にほぼ連動して変化する（ただしその変化は金融資産より穏やかである）。

8.6. 総資産額の分布状況

最後に、本人の資産額の分布状況について見てみる。

まず、後見申立時における本人の資産額の分布状況についてである（図8-12）。

〔図8-12〕 総資産額の分布〔申立時〕

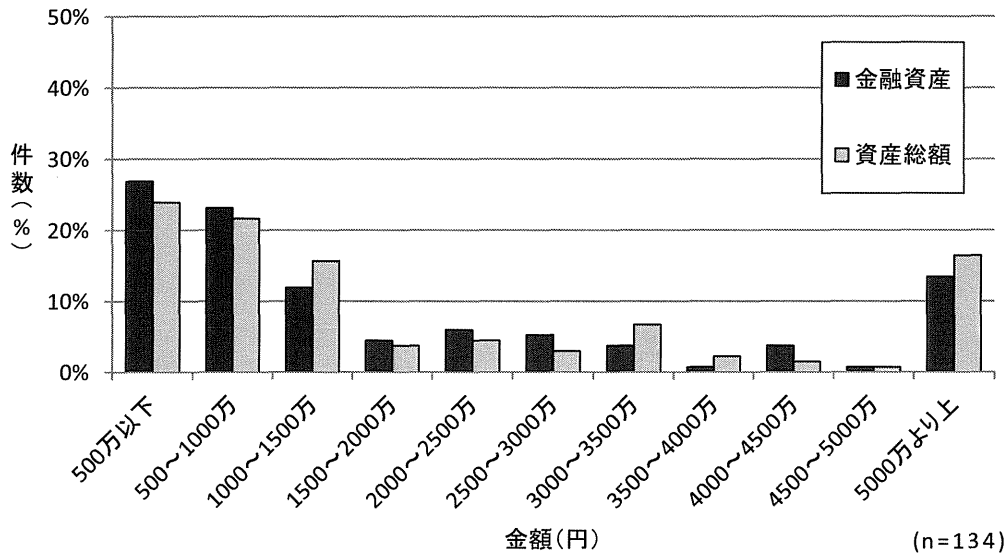


はじめに金融資産についてみると、5百万円以下の資産の人が全体の約4割を占めており、また逆に5千万円以上の人、全体の約1割を占めていた。

次に総資産についてみると、5百万円以下の資産の人が全体の3割強を占めており、また逆に5千万円以上の人、全体のおよそ2割弱を占めていた。この総資産（ならびに金融資産）のばらつきは非常に大きく（標準偏差＝約3千7百万）、その最高額は約2億4千万円であり、逆に最低額は約-210万円であった。

続いて、第5回報告以降における本人の資産額の分布状況について見てみる（図8-13）。

[図8-13] 総資産額の分布〔5回目報告以降〕



第5回報告以降においては、金融資産と総資産はほぼ同じような分布状況を示していた。いずれも500万円以下の人が全体の4分の1程度を占めており、さらに500～1000万円の人がいずれも2割強で、また逆に5000万円以上の人全体のいずれも全体の15%前後を占めていた。

以上をまとめると次のようになる。

- ①本人の保有資産は、あまり資産を持っていない比較的貧しい層と、逆に多額の資産を有する豊かな層の2つに大きく分かれている（特に申立時）、
- ②各個人の保有資産額のばらつき（標準偏差）はかなり大きい、
- ③各個人の保有資産額の格差は、後見開始後に小さくなっていく傾向にある。

9. 本人の収支の状況

9.1. 収支等の全般的状況

本人の収支等（収入、支出、収支）の状況について概観する。

まず、本人の収支等の全般的状況について見ていく。その際、日本の高齢者世帯（無職あるいは主な年間収入が年金等である世帯）と比較しつつ検討してみたい（表 9-1）。

[表9-1] 高齢者世帯と被後見人世帯の収支等の比較

	高齢者世帯 (万円)	被後見人世帯 (万円)
収入	248	248
支出	272	235
収支	-24	13

(注1) 高齢者世帯の「収入」は、実収入に実収入以外の受取りの一部(=特別な収入)を加えたものである。

被後見人等の世帯における平均的な1年間の収支等を見ると、収入が約250万円、支出が約240万円で、収支は約10万円の黒字となっている。

その一方で、日本の高齢者世帯(=「世帯主が65歳以上で無職の世帯」)における平均的な1年間の収支等を見ると、収入が約250万円、支出が約270万円で、収支が約-20万円の赤字となっている(総務省、「家計調査(2009年)」)。

このように、被後見人世帯と高齢者世帯の収支等を比べると、被後見人世帯の方が、収入が多い一方で支出は少なく、収支に余裕がある。しかしこのことは、被後見人世帯の方が裕福であることを示しているわけではない(実際、被後見人世帯の保有資産は高齢者世帯よりも低い水準にある)。

次に、被後見人と高齢者世帯における収入(年間平均額)の内訳について見てみる(表 9-2、表 9-3)。

[表9-2] 高齢者世帯と被後見人世帯の収入の比較

	高齢者世帯 (万円)	被後見人世帯 (万円)
収入(合計)	248	248
年金等	202	127
稼働所得	14	2
財産所得	3	29
特別な収入	22	71
その他	8	18

(注2)「年金等」は、年金、恩給、福祉給付金、医療・介護還付金等をあわせたもの(=社会保障給付)である。

被後見人の収入において最も大きな要素となっているのは「年金等」(年金、恩給、福祉給付金、医療・介護還付金等をあわせたもの(=社会保障給付))であり、約130万円(全体の構成比率は51%)となっている。続いて「特別な収入」(不動産売却、保険金受領、遺産相続等による収入)が約70万円(同、29%)、さらに「財産所得」が約30万円(同、12%)などとなっている。

[表9-3] 高齢者と被後見人世帯の収入の構成比率

	高齢者世帯 (万円)	被後見人世帯 (万円)
年金等	81.4%	51.3%
稼働所得	5.5%	0.8%
財産所得	1.1%	11.8%
特別な収入	8.9%	28.6%
その他	3.0%	7.4%

他方、高齢者世帯の収入において最も大きな要素は、被後見人世帯と同じく「年金等」であり、約200万円(構成比率、81%)となっている。次いで「特別な収入」が約22万円(同、9%)、さらに「稼働所得」(世帯主以外の稼働所得)が約14万円(同、約6%)などとなっている(総務省、「家計調査(2009年)」)。

両者の収入の構造を比べると、被後見人世帯は、高齢者世帯よりも「年金等」の収入が少なく、その少ない収入を「特別な収入」(特に不動産売却)

によって補填している状況が見て取れる。

次に、被後見人と高齢者世帯における支出（年間平均額）の内訳について見てみる（表9-4、表9-5）。

[表9-4] 高齢者世帯と被後見人世帯の支出の比較

	高齢者世帯 (万円)	被後見人世帯 (万円)
支出(合計)	272	235
生活費	170	38
医療費	15	25
介護費	21	111
保険料	15	8
税金	12	9
その他	39	44

[表9-5] 高齢者世帯と被後見人世帯の支出の比較

	高齢者世帯 (万円)	被後見人世帯 (万円)
生活費	62.5%	16.3%
医療費	5.5%	10.4%
介護費	7.7%	47.4%
保険料	5.5%	3.3%
税金	4.5%	4.0%
その他	14.3%	18.6%

被後見人の支出において最も大きな要素となっているのは「介護費」（居宅介護や施設費用など）であり、約110万円（全体の構成比率、48%）となっている。続いて「その他」（諸雑費、交際費など）が約40万円（同、19%）、「生活費」（食費、住居費など）が約40万円（同、16%）、さらに「医療費」が約30万円（同、10%）などとなっている。

他方、高齢者世帯の収入において最も大きな要素は「生活費」であり、約170万円（構成比率、63%）となっている。次いで「その他」が約40万円（同、14%）、さらに「介護費」が約20万円（同、8%）などとなっている。

両者の支出の構造を比べると、被後見人世帯は相対的に「介護費」と「医療費」の支出が多く、対して高齢者世帯は「生活費」の支出が多くなっている。このことは、被後見人は介護施設等に入所しているケースが多く、施設費用（介護費等）がかさむのに対して、高齢者世帯は相対的に自宅居住者が

多く、それにより居住費を含む生活費の支出が大きくなっていることが主な要因であると考えられる。

以上をまとめると次のようになるだろう。

被後見人世帯は、一般に介護施設等への入所率が高いため、介護費（特に施設費用）が支出の半分を占めているが、年金等の収入だけでそれを賄うことができず、不動産売却等を通じた特別な収入によってその不足分を穴埋めしている場合が多い。その結果として、支出、収入ともに、一般の高齢者世帯のそれを少し上回る水準となり、収支も黒字を保つことができている。

その一方で高齢者世帯は、介護施設等への入居率が相対的に低く、自宅での生活費が支出の約6割を占めている。その支出を賄うのは、決して十分な額とはいえない年金等であり、これが収入のほとんど（約8割）を占めている。その結果として、収入と支出のバランスが保てず、収支は若干の赤字となっている。

9.2. 収支等の推移の全般的状況

次に、本人の収支等の推移（後見開始後の変化の状況）について見てみる（表 9-6、図 9-1）。

[表9-6] 高齢者世帯と被後見人世帯の収支等の変化率

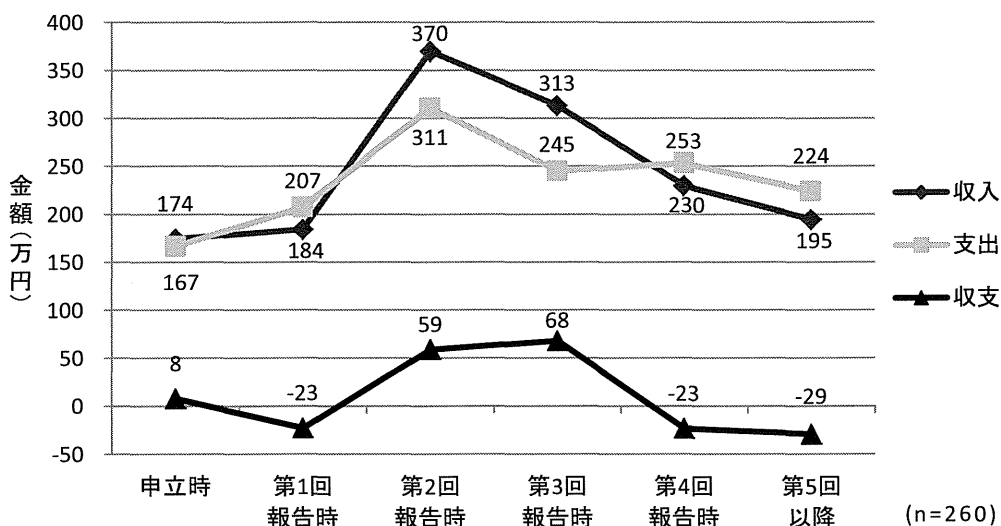
	変化率	平均変化率
収入	11.6%	2.2%
支出	34.4%	6.1%
収支	-476.0%	230.3%

後見開始申立時における本人（被後見人等）の平均的な収入と支出はいずれもおよそ 170 万円程度であり、収支が差し引き 10 万円弱であった。

そして後見が開始された後、この収支等は、第 2、3 回目の後見事務報告の時期にいずれも急増する傾向にある。特に第 1 回目から 2 回目の報告にか

けての増加幅が大きく、収入は約 2 倍（変化率約 100%）、支出は約 1.5 倍（同、約 50%）に急増し、その結果として、収支は赤字から黒字へ（約 -20 万円から約 60 万円へ）と大きく改善している。これは、後見開始後、本人が施設等へ入所するケースが多く、その際、入居費等の多額の出費がかさむことになり、その費用等を捻出するために行われる不動産売却などによって大幅に収入が増加し、結果として収支が改善することによるものと考えられる。

[図9-1] 収支額等の推移



だが第 2 回報告以降は、収入、支出ともに急速な下落傾向を示しており、第 2 回目から第 5 回報告以降にかけて、収入は 5 割以上減少、支出は約 3 割減少し、その結果、収支は黒字から赤字へ（約 60 万から約 -30 万円へ）と大きく悪化している。

以上をまとめると、次のようになる。

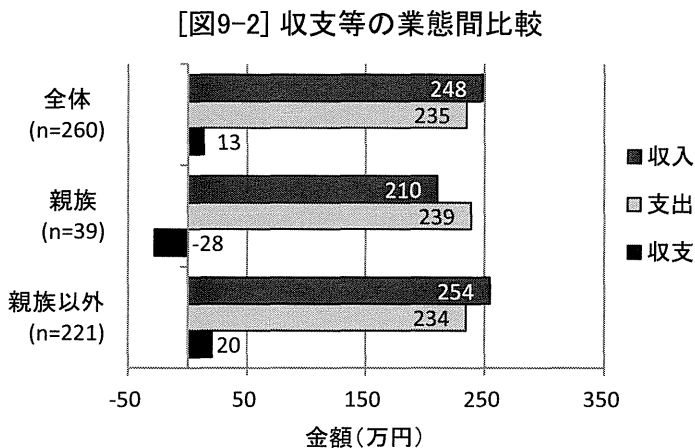
すなわち、①第 2 回報告時に収入と支出が急増し（施設入居や不動産売却などによる）、その結果収支が大きく改善する、②その後収入と支出は急速に減少し、収支は再び赤字へと転落する、③このように後見における収支は基本的には赤字傾向にあり、これを特別な収入（特に不動産売却）により補填することによって、なんとか大幅な赤字化が避けられている。

9.3. 収支等に関する業態間比較

9.3.1. 収支等の全般的な業態間比較

続いて、収支等の状況に関する業態間の比較を行う。

まず、収支等の全般的な状況について各業態を相互に比べてみる（図9-2）。



本人の収支等について親族後見における平均金額（後見全期間の平均額）を見ると、収入が約210万円、支出が約240万円で、収支が差し引き約-30万円であった。他方、第三者後見における収支等の金額を見ると、収入が約250万円、支出が約230万円で、収支が差し引き20万円であった。各業態ともに、収入や支出の金額は、一般的な高齢者世帯の水準に及ばなかった。

親族後見は、第三者後見に比べて、本人の収入が少なく、支出は同程度である。逆に第三者後見は親族後見に比べて、収入が多くなっている。また親族後見においては、収入より支出の方が多くことで、収支が赤字になっており、逆に第三者後見においては、支出より収入が多いことから、収支が黒字になっている。

一般に親族後見においては、本人の資金の不足を補うための不動産売却等に積極的ではないため、それが収入の減少をまねき、その結果、収支が赤字になっているとみられる。逆に第三者後見においては、本人の資金不足を補填するための不動産売却等が特に躊躇なく行われるため、それにより収入が増加し、その結果、収支が黒字になっていると考えられる。

9.3.2. 収入の推移の業態間比較

次に、収入（年間）の平均額とその推移について業態別に見てみる（表9-7、図9-3）。

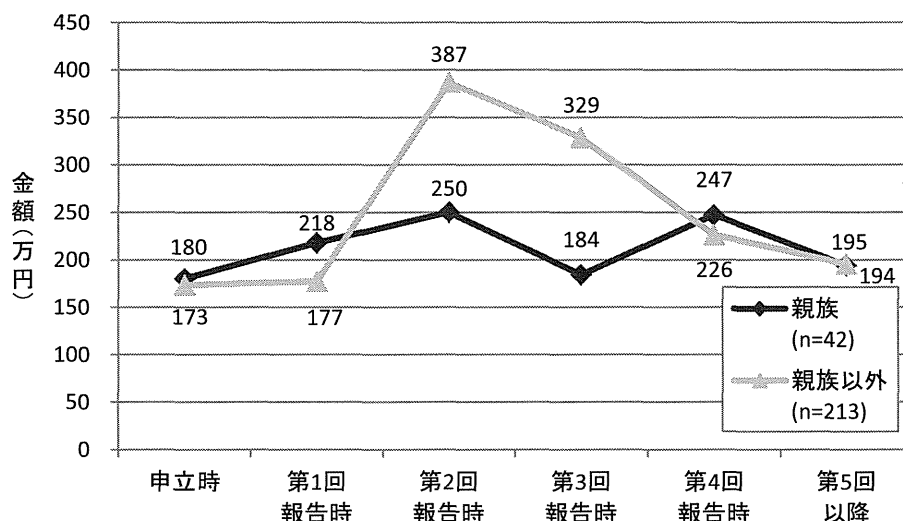
[表9-7] 収入の変化率と平均変化率
(申立時～第5回報告以降)

	変化率	平均変化率
全体	11.6%	2.2%
親族	7.5%	1.5%
親族以外	12.7%	2.4%

後見開始申立時における本人の収入を見ると、親族後見における収入は約180万円、第三者後見のそれが約170万円で、両者の金額はほぼ同じ水準であった。

後見開始後、親族後見においては収入額の多少の増減はあるものの、安定的に推移している。一方、第三者後見においては、第1回報告から第2回報告時にかけて、収入は大きく増加し、その後第3回報告以降は、収入額は徐々に減少している。

[図9-3] 収入の推移[業態別]



このように、親族後見に比べて第三者後見の場合に、収入の変化率および平均変化率が大きい理由として、第三者後見が、次のような特徴を持っているからであると考えられる。

すなわち、①本人が親族のサポートをほとんど得られないような案件を扱うことが多い、②そうであるがゆえに、後見開始後、在宅で世話することが難しい本人を施設等に入所させるケースが多い、③将来的な資金繰り（施設居住費用の充当など）の観点から、後見開始後2～3年以内に本人の不動産を売却して、本人の金融資産を厚くしようとする傾向が強い、といった特徴である。

9.3.3. 支出の推移の業態間比較

次に、支出の変化の状況について各業態間の比較を行う。

[表9-8] 支出の変化率と平均変化率
(申立時～第5回報告以降)

	変化率	平均変化率
全体	34.4%	6.1%
親族	3.8%	0.7%
親族以外	45.1%	7.7%

まず、支出（年間）の平均額とその推移について見てみる（表9-8、図9-4）。

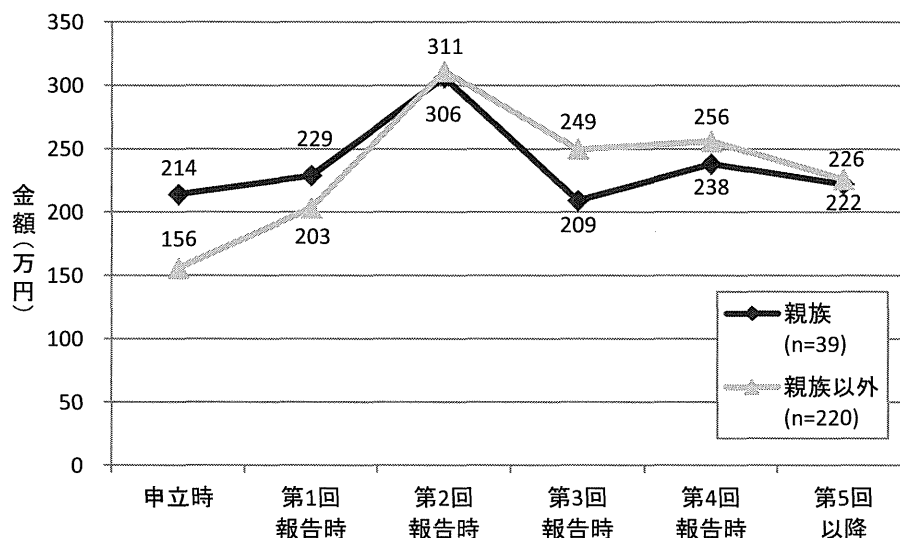
後見開始申立時における本人の支出についてみると、親族後見における本人の支出は約210万円、第三者後見のそれが約160万円であり、第三者後見の支出額の方が相対的に低い水準にあった。

後見開始後、収入の場合と同様に、第1回報告から第2回報告時にかけて、いずれの業態においても支出は大きく増加している。特に第三者後見においては、申立時から第2回報告にかけて約2倍に増加している。その後は、いずれの業態においても支出額は減少傾向にある。

このように、後見開始後、第2回報告の時期に支出が大きく増えているのは、既述の通り、施設入所にもなう入居金などの出費（さらに不動産を売却した場合は、それに必要な諸経費）がかさむケースが多いためであると考えられる。

なお、各業態の変化率および平均変化率を見てみると、親族後見に比べて第三者後見の変化率等が非常に大きな値となっている。

[図9-4] 支出の推移〔業態別〕



9.3.4. 収支の推移の業態間比較

次に、収支の変化の状況について各業態間の比較を行う。

まず、収支（年間）の平均額とその推移について見てみる（表9-9、図9-5）。

[表9-9] 収支の変化率と平均変化率
(申立時～5回目報告以降)

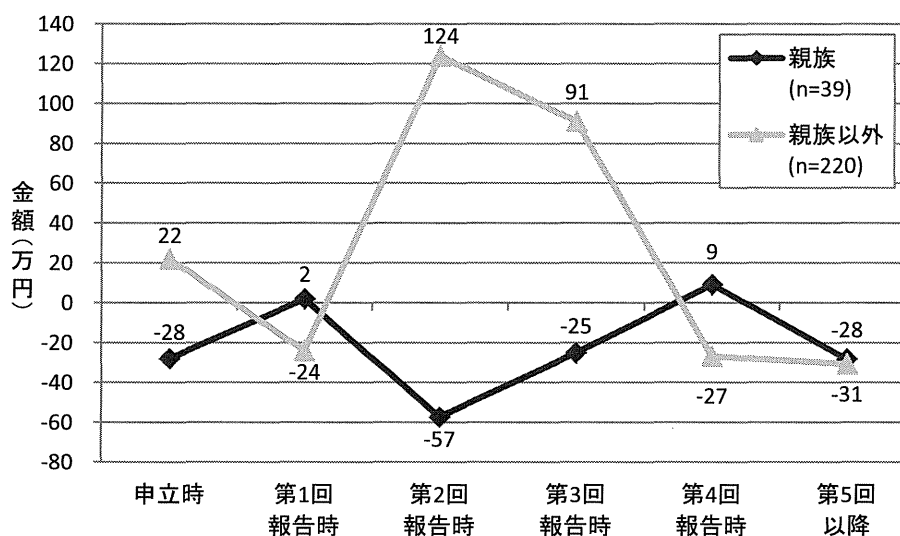
	変化率	平均変化率
全体	-476.0%	230.3%
親族	-0.2%	0.0%
親族以外	-239.5%	-19.1%

後見開始申立時における本人の収支について見ると、親族後見における本人の収支は約-30万円、第三者後見のそれは約20万円であった。

後見開始後、第三者後見においては、先に見たように、第1回報告から第2回報告時にかけて、不動産売却等による大幅な収入増によって収支は大きな黒字となっている。

しかし第3回報告以降、収支は急速に悪化しており、全体として収支は大きく変動している。一方、親族後見においては、ある程度の増減はあるものの、本人の収支はトレンドとして赤字傾向で推移している。また第5回報告以降は、いずれの業態においても、収支は赤字となっている。

[図9-5] 収支の推移〔業態別〕



以上のことをまとめると、次のようになるだろう。

①後見における本人の収支は、いずれの業態においても基本的に赤字構造である、②後見開始後（特に開始後2～3年以内）、本人の施設入居等にもなう大きな出費により、大幅に赤字化してしまう可能性が高まる傾向にある、③その大幅な赤字化を回避し、施設費用等の長期的な支出に備えるために、本人の不動産が売却される場合が多く、特に第三者後見においては、売却益等によっていったん大きく黒字化する、④それにより全体として大幅な赤字転落は避けられ、基本的には赤字基調ではあるが比較的安定的な収支の管理が行われている。

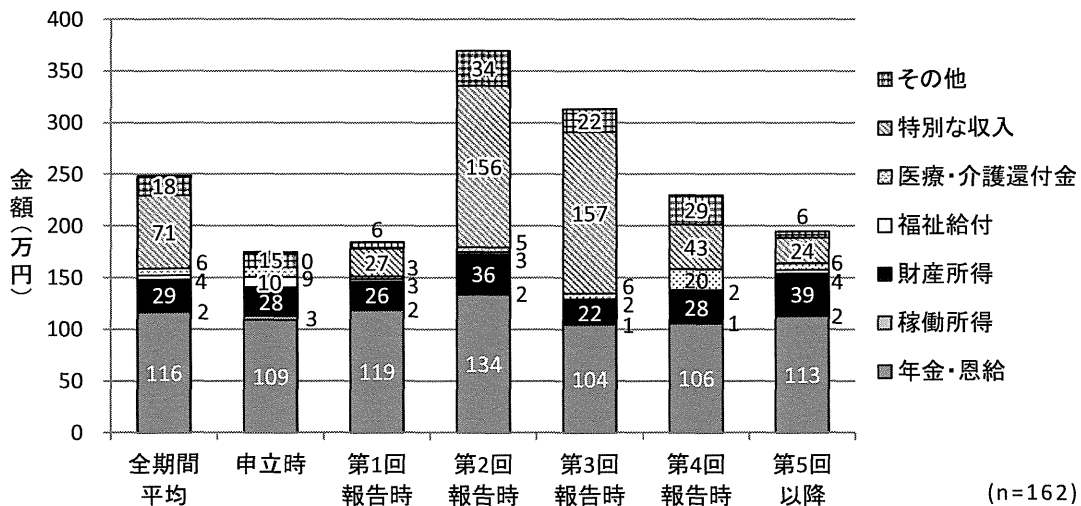
9.4. 収入の内訳とその推移

9.4.1. 収入の各要素の推移

次に収入の内訳とその各要素の推移（後見開始後の変化）について概観する。

はじめに、収入の各構成要素の平均額（後見全期間の平均）を見てみる（図9-6）。

〔図9-6〕 収入の内訳と推移

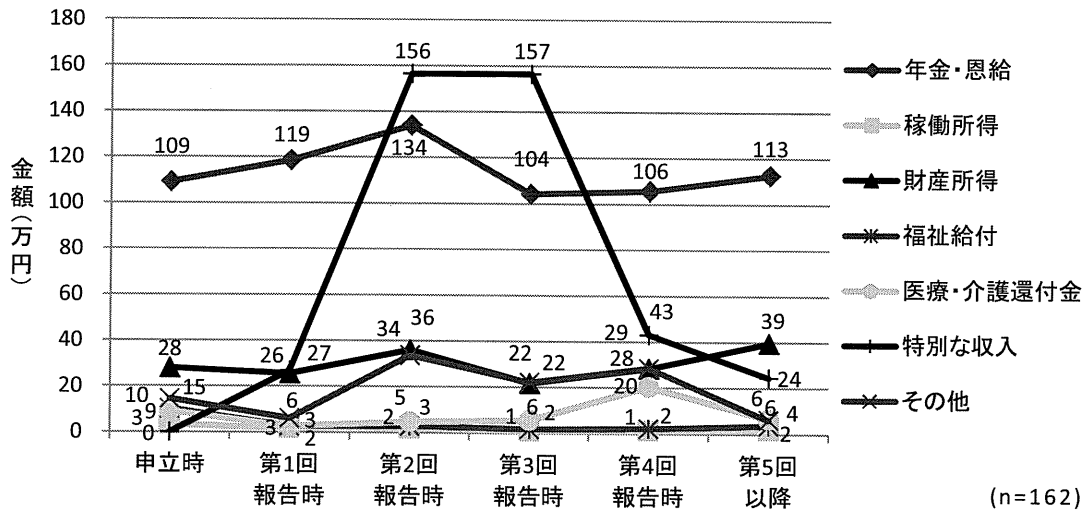


すると、収入のもっとも大きな比率を占めているのは「年金・恩給」であり、その平均額は約120万円で、続いて「特別な収入」が70万円強、さらに「財産所得」（利子や賃料など）が約30万円などとなっていた。

次に、収入の各要素の推移について見てみる（図9-7）。

後見申立時において、収入のもっとも大きな要素となっているのは「年金・恩給」であり、その平均額は約110万円であった。これに続くのが「財産所得」で、その金額は約30万円であった。対して、これら以外の要素の収入額はいずれも相対的に少なく、「稼働所得」（労働賃金や農業所得など）、「福祉給付」（生活保護費や福祉手当等）、「医療・介護還付金」（高額療養費の還付金等）、「その他」（雑収入など）は、いずれも20万円に満たなかった。

[図9-7] 収入の各要素の推移

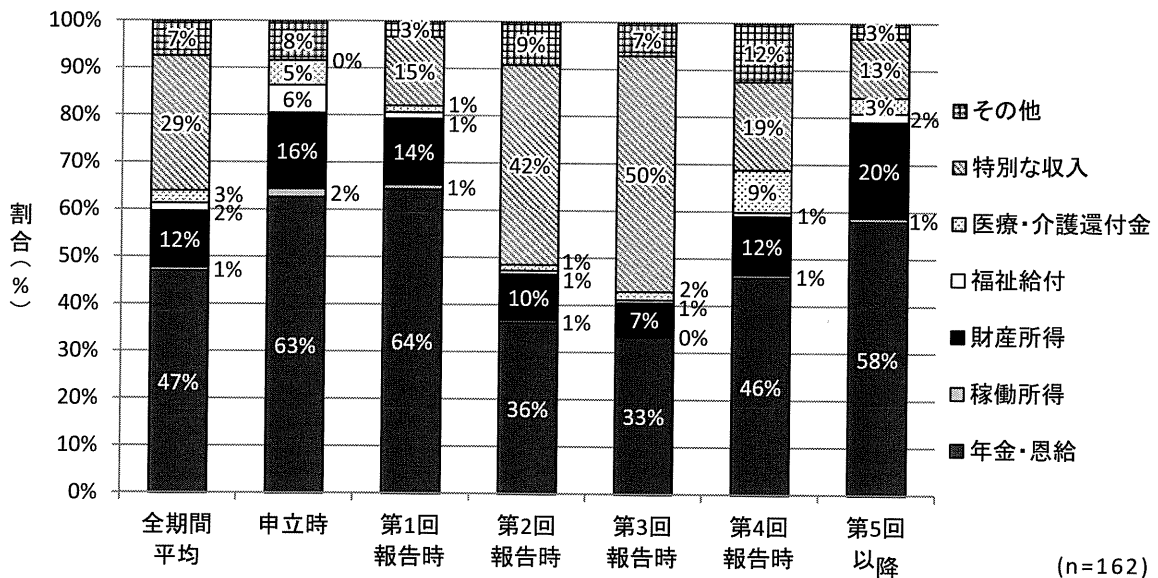


そして後見開始後、第2、3回目の報告時期にかけて急増しているのが「特別な収入」である。この「特別な収入」は、第1回報告時に約30万円弱であったのが、その後、急増し、第2、3回報告時に約160万円にまで達している。だがその後は急減して、第5回報告時には20万円強となっている。他方、「年金・恩給」などの他の要素は、多少の増減はあっても、全後見期間を通して特に大きな変動は見られない。

9.4.2. 収入の各要素の割合とその推移

続いて、収入の各構成要素の割合とその推移について見てみる（図9-8）。

[図9-8] 収入の各構成要素の割合と推移



まず、収入の各構成要素の割合（後見全期間の平均）についてである。

本人の収入を構成する要素のうち、もっとも大きな割合を占めているのは「年金・恩給」であり、全体の半分近くを占めている。次に大きいのが「特別な収入」で、全体の約3割、次いで「財産所得」

が約1割、さらに「その他」が1割弱などとなっている。

次に、この収入の各構成要素の割合の推移について見てみる。

まず後見申立時において、収入の大部分を占めているのが「年金・恩給」であり、収入全体の6割以上を構成している。次に大きいのが「財産所得」で、全体の2割弱を占めている。これら以外の各要素が占める割合はいずれも相対的に非常に小さくなっている。

そして後見開始以後、これらの構成要素のうち、多くの要素の金額は基本的には大きく変動はしない。だが第2、3回報告時において、「特別な収入」の割合が急増することによって、その他の構成要素の割合が大幅に縮小する結果となっている。具体的には、第2、3回報告時において「特別な収入」の構成比率が約5割にまで拡大することによって、例えばそれまで6割以上を占めていた「年金・恩給」は、3割程度にまで縮小している。だがその後、この「特別な収入」の割合は急減し、第5回報告以降には、全体的にまた元の構成要素の割合に近いところに戻っている。

以上のことから、後見における本人の収入に関して次のことがいえよう。

すなわち、①一般に、「年金・恩給」が本人の収入の半分近くを占めており、被後見人等は年金等の収入に大きく依存している、②だが第2、3回報告時において、不動産売却益等による「特別な収入」が急増し、収入全体のおよそ半分を占めるまでになる、③一方で「財産所得」が収入の1割強を占めており、比率は大きいとはいえないが安定的な収入源となっている、④総じて収入は、「特別な収入」を除くと、その金額や各構成要素の比率に関して、その変動幅は小さく、比較的安定しているといえる。

9.5. 支出の内訳とその推移

9.5.1. 支出の各要素の推移

次に支出の内訳とその各要素の推移（後見開始後の変化）について概観する。

はじめに、支出の各構成要素の平均金額（後見全期間の平均）を見てみる（図9-9）。

すると、本人の支出において、そのもっとも大きな比率を占めているのは「施設費用」（介護施設等の居住費用や入居金など）であり、その平均額は約110万円であった。続いて「その他」（諸雑費など）が40万円弱、さらに「生活費」（食費、被服費等）が30万円弱などとなっていた。

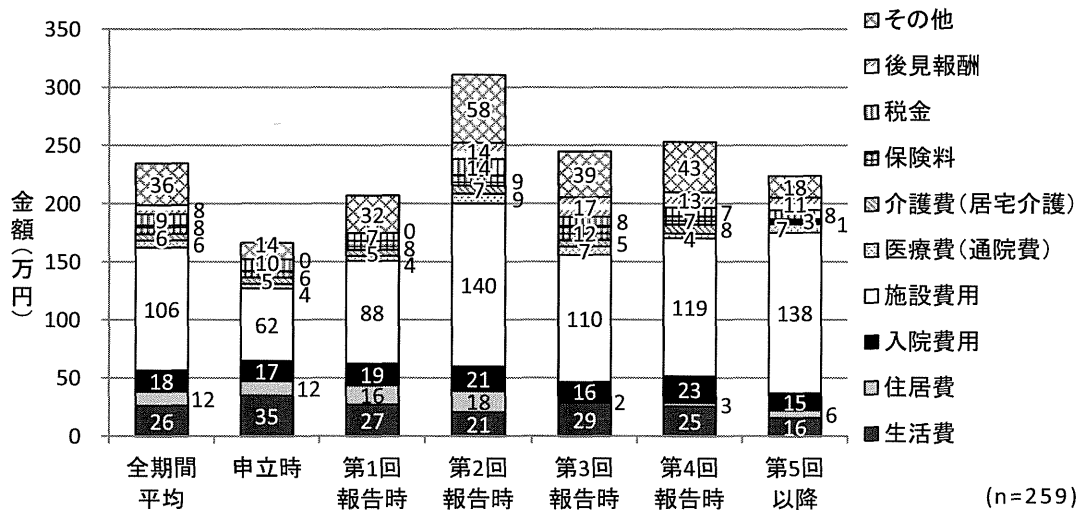
次に、支出の各要素の推移について見てみる（図9-10）。

まず、後見申立時においてもっとも多く支出されているのは「施設費用」であり、その平均額は約60万円であった。次に多いのが「生活費」で40万円弱であった。

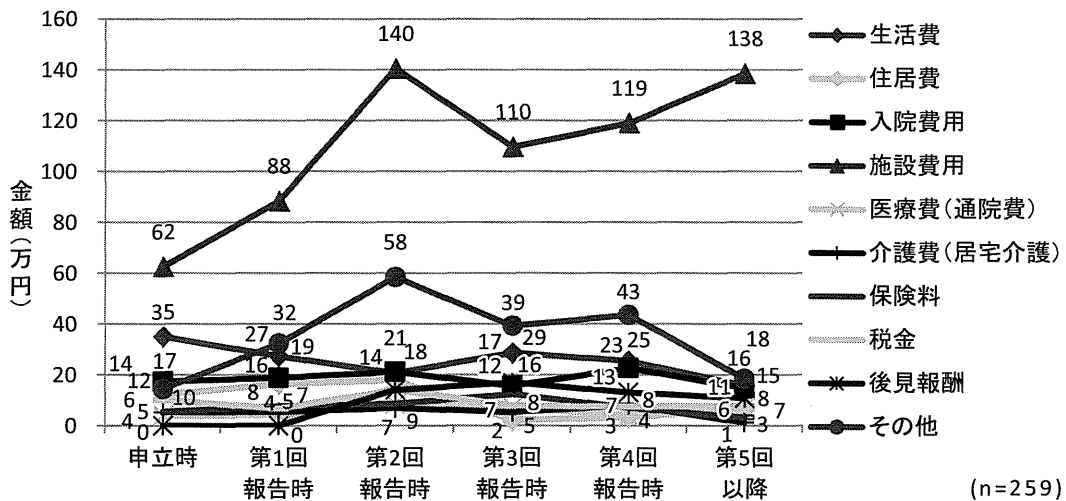
そして後見開始後、これらの費目のうち、申立時にもっとも大きな比率を占めていた「施設費用」が、さらにその比重を増していつている。特に、第2回報告時にその金額は約140万円にまで増加し、以後も110～140万円程度で推移している。その一方で、その比重が小さくなっていくのが「生活費」

であり、申立時に 40 万円弱であったものが、第 5 回報告以降は 20 万円弱にまで減少している。また、後見利用にともなう費用として「後見報酬」（後見人等への報酬）が第 2 回報告以降に生じており、その後毎年 10 数万円程度の負担となっている。

〔図9-9〕 支出の内訳と推移



〔図9-10〕 支出の各要素の推移

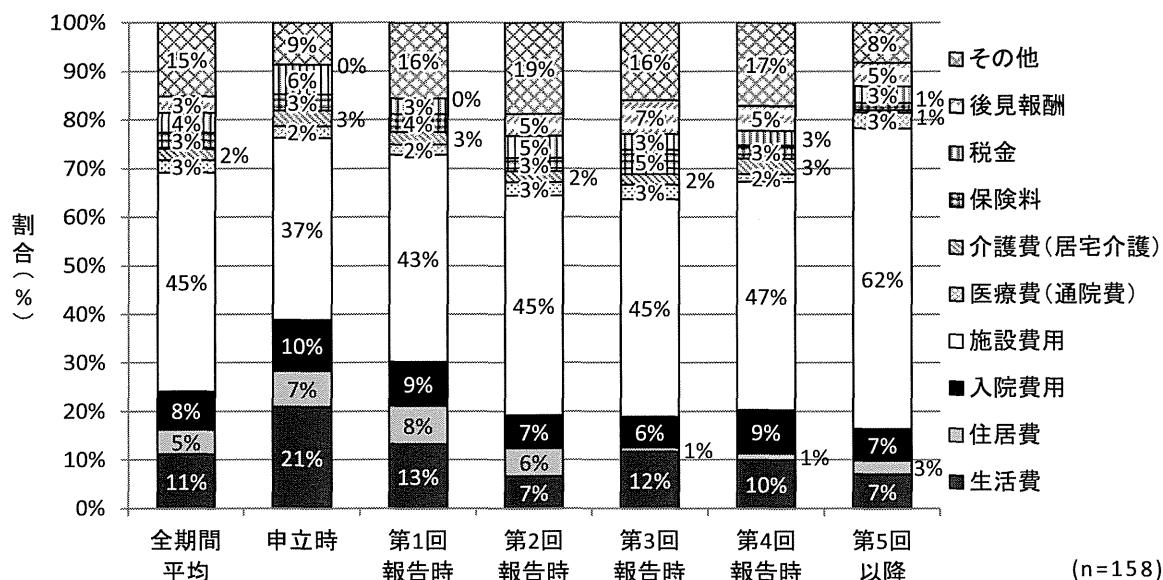


このように、後見における本人の支出については、後見申立時には「施設費用」がもっとも大きな比率を占め、次いで「生活費」などが続いているが、後見開始後に「施設費用」が大きく増加する一方で「生活費」等は徐々に減少している。これは、後見開始後における本人の施設等居住率の増加と、それにともなう生活費や住居費等の費用（在宅で生活するための費用）の減少によるところが大きいと考えられる。

9.5.2. 支出の各要素の割合とその推移

続いて、本人の支出の各構成要素の割合とその推移について見てみる（図9-11）。

[図9-11] 支出の各構成要素の割合と推移



まず、支出の各構成要素の割合（後見全期間の平均）についてである。

支出の各構成要素のうち、もっとも大きな割合を占めているのは「施設費用」であり、全体の半分近くを占めている。次に大きいのが「その他」で、全体の2割弱、次いで「生活費」が1割強、さらに「入院費用」や「住居費」などがこれに続く。

次に、この支出の各構成要素の割合の推移について見てみる。

まず後見申立時において、支出のもっとも大きな部分を占めているのは「施設費用」（全体の4割弱）である。次に多いのが「生活費」（同、2割強）で、「入院費用」（同、約1割）などがこれに続く。

後見開始後、「施設費用」はさらにその割合を増し、第2回報告以降はその割合が4割以上に上昇している。逆に、申立時に全体の2割弱を占めていた「生活費」は、第2回報告以降、1割前後にまで減少している。さらに後見申立以降、「その他」が増加し、第2回報告時には2割近くを占めるようになるが、やがてその割合は減少し、第5回報告時には全体の1割以下になる。

以上のことから、後見における本人の支出について、一般に次のことがいえる。

すなわち、①被後見人等の施設入居率の高さゆえに、「施設費用」が支出のもっとも大きな部分（全体の4割強）を占めており、大きな負担となっている、②社会保障関係費用（「医療費」＋「介護費」＋「入院費用」＋「施設費用」＋「保険料」）が支出全体のおよそ6割を占めており、被後見人等の支出の大半は社会保障関係の諸費用によって費やされている、③在宅居住費（「生活費」＋「住居費」）は、後見開始時は全体の3割弱を占めているが、後見開始後（特に第2回報告以降）、施設入居等が行われることにより、その比率は1割前後にまで低下する、④後見報酬は、その費用が支出全体の3%程度となっており（医療費や介護費、保険料などと同程度の支出）、決して小さな負担となっている。

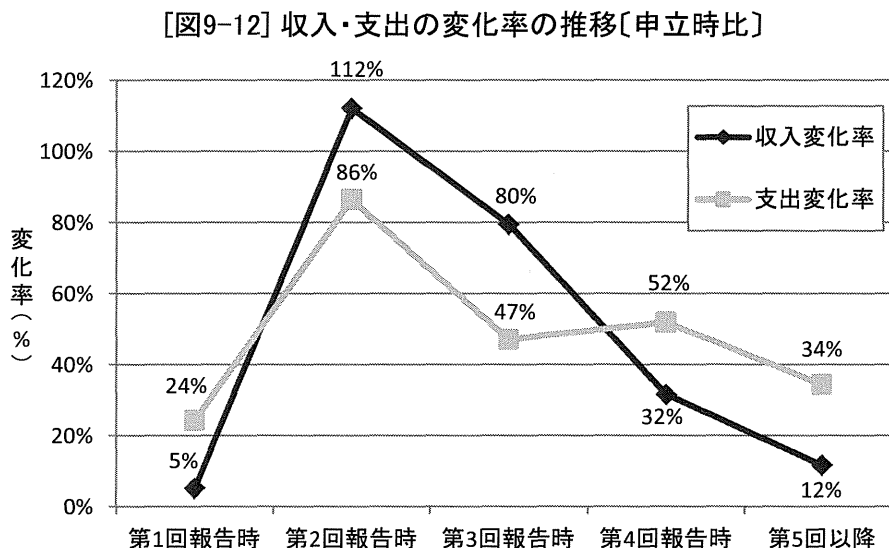
9.6. 収支等の変化の状況

9.6.1. 収入と支出の変化率（申立時比）の推移

次に、収支等の変化の状況について見てみる。

まずは、収入と支出の変化率（申立時比）の推移についてである（図 9-12）。

収入と支出の変化率（申立時と各報告時との間の比較）を見ると、第 2 回報告時に、収入、支出



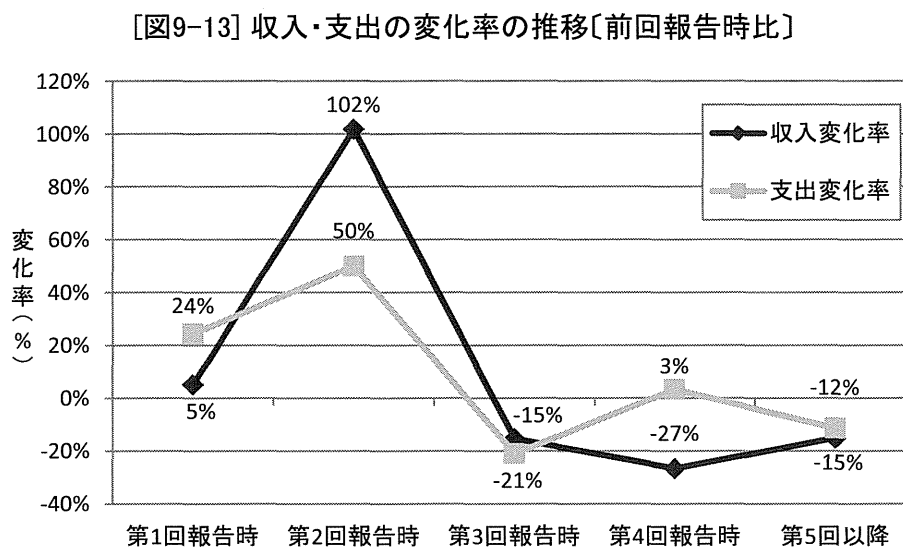
ともにその比率が（申立時と比べて）倍増している（収入が約 110% 増、支出が約 90% 増）。そして第 3 回報告以降は、両者共にその比率が大きく減少している。この点、収入は、第 5 回報告以降に申立時と同程度の水準にまで比率が低下しているが、他方、支出は申立時の 3 割強の水準に高止まっている。

以上をまとめると次のようになる。

①支出は、第 2 回報告時に、施設入居金等の費用がかさむことによってその金額が急増しており、さらにその後も、施設費用等の経常的な出費により、当初の 3 ～ 5 割増の支出額に高止まっている、
②このような支出の増加を賄うために、第 2、3 回報告時期に、不動産売却等によって、一時的に大幅な収入増をもたらしているが、その後収入額は急減し、最終的に当初並の水準にまで落ち込んでいる。

9.6.2. 収入と支出の変化率（前回報告時比）の推移

続いて、収入と支出の変化率（前回報告時比）の推移について見てみる（図 9-13）。



収入と支出の変化率（各報告時と前回報告時の間の比率）を見ると、第2回報告時に、収入、支出ともにその変化率が大幅に上昇し、収入が前回報告時に比べて2倍以上（約100%増）に増え、支出は5割増（約50%増）となっている。しかし第3回報告以降は、両者共にその変化率がマイナスになるまで大きく低下している。

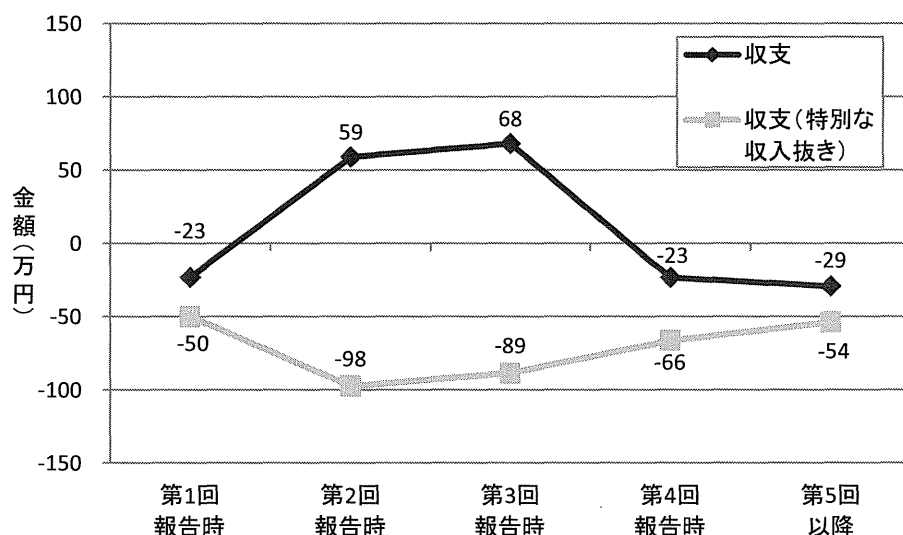
このような変化率の推移の様子から、収入・支出いずれも、第2回報告時にその金額が急増し、その後一貫して減少を続けている様子が見て取れる。

9.6.3. 収支（「特別な収入」抜き）との比較

さらに、実際の収支と、「特別な収入」を差し引いた収支との間の比較を行ってみたい。

先述のように、実際の収支は基本的には赤字構造であるが、第2、3回報告時期における「特別な収入」によって黒字化が図られている状況を見た。このことをより具体的に明らかにするために、収支（「特別な収入」抜き）の状況を示してみたい（図 9-14）。

[図9-14] 収支[「特別な収入」抜き]との比較



すると、仮に「特別な収入」がなかった場合、第1回報告時から約50万円の赤字で、第2、3回報告時には赤字額は100万円近くにもなる。その後、赤字額はやや減少するが、後見の全期間を通じて一貫して大幅な赤字状態が続いていることが分かる。だが実際には、この大幅な赤字幅の拡大が、(特に第2、3回報告時における)「特別な収入」によって回避されているのである。

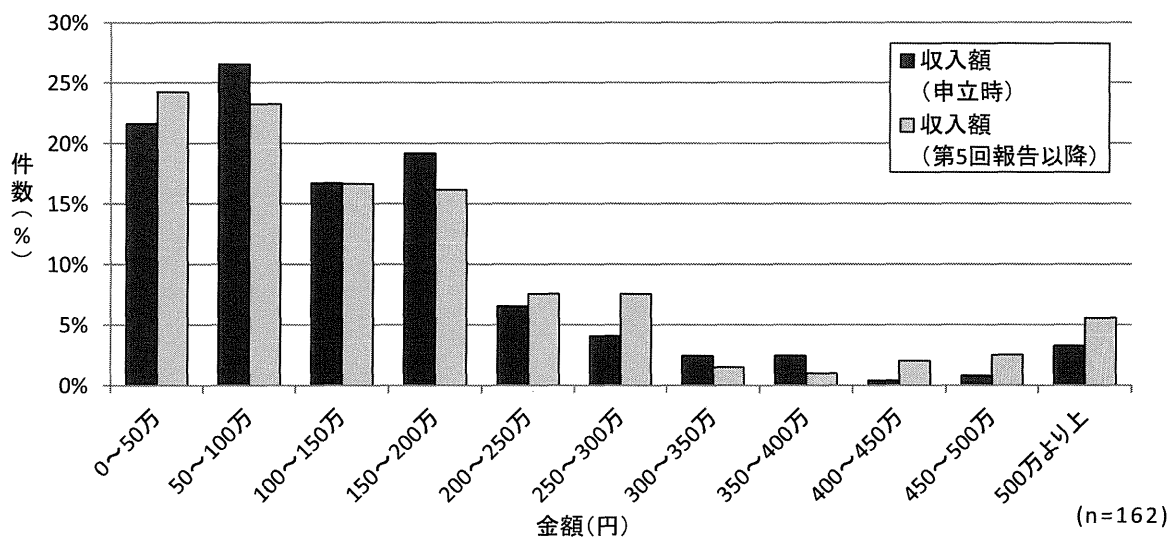
このように、何もしなければ大幅な赤字状態に陥っていたはずの本人の収支状況を、「特別な収入」による補填を通じて、何とか黒字化が達成されている構図が見て取れる。

9.7. 収支等の金額の分布状況

9.7.1. 収入額の分布状況

最後に、後見申立時ならびに後見開始後における、収支等の金額の分布状況について見てみる。まず、本人の収入額の分布状況についてである(図9-15)。

[図9-15] 収入額の分布の変化



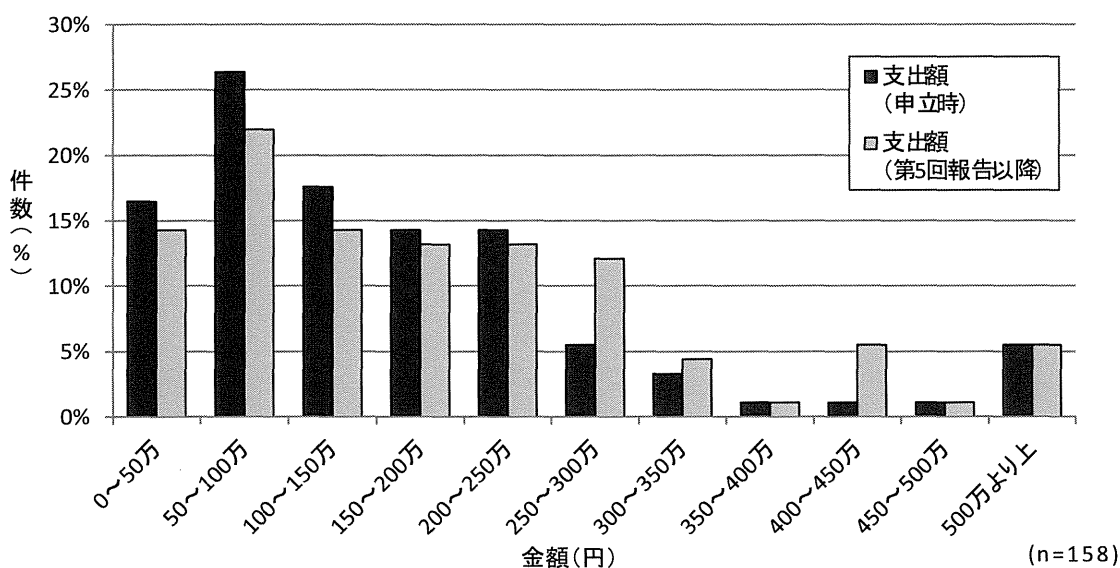
収入の金額の分布を、後見申立時と後見開始後（第5回報告以降）とを比較しながら見ると、両者の間でそれほど大きな変化は生じていないことが分かる。いずれの時期においても、収入額の件数がもっとも多いのは0～50万円の範囲であり、また200万円以下の収入額の範囲の後見件数が全体の約8割を占めている。他方、収入200万円より上の件数は全体の2割程度にすぎず、その件数は非常に少ない。

このように本人の収入額は、200万円以下の水準であるケースがほとんどであり、その収入額は決して多いとはいえない。そして、収入が0～50万円の件数を筆頭に、基本的に低収入の方向へ大きく偏った分布となっている。

9.7.2. 支出額の分布状況

次に、本人の支出の金額の分布状況について見てみる（図9-16）。

〔図9-16〕 支出額の分布の変化



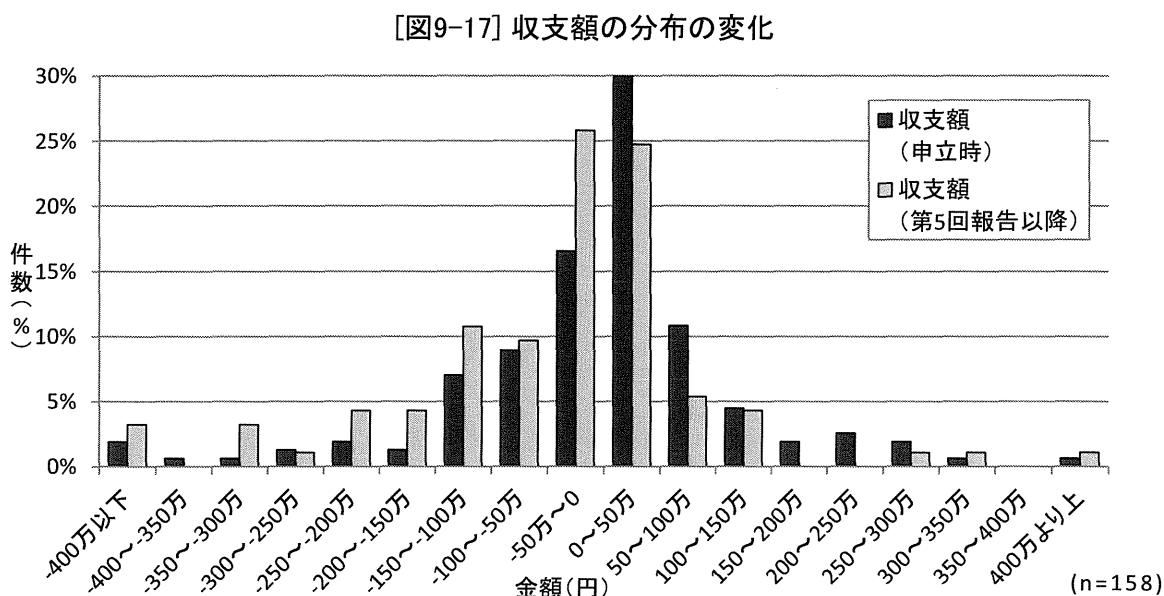
すると本人の支出は、後見申立時に比して、後見開始後（第5回報告以降）はその金額が全体として若干上昇していることが分かる。

具体的には、後見申立時において、250万円以下の範囲に含まれる件数は全体の約9割であるが、後見開始後（第5回報告以降）の同じ支出額の範囲に含まれる件数は、全体の7割に減少している。また、支出額が250～300万円の範囲に含まれる件数は、後見申立時には5%程度であったのが、後見開始後には倍以上に増加している。さらに年間300万円以上の支出額の件数の比率も大きく上昇している（約1割から2割弱へと上昇）。

このように本人の支出額は、250万円以下であるケースが多いが、この金額は収入をやや上回っており、収支の赤字体質をもたらせている。しかも後見開始後、この支出額は全体として上昇しており、本人の資金繰りが後見開始後にむしろ悪化している状況が見て取れる。

9.7.3. 収支額の分布状況

次に、本人の収支の金額の分布状況について見てみる（図 9-17）。



すると、後見申立時においては、-50万~50万円の範囲にある事案がもっとも多く、全体の5割以上を占めていることが分かる。また、収支が黒字の件数（全体の約6割）が、赤字の件数（同、約4割）よりも多く、全体的に見て収支は比較的健全であるといえる。

他方、後見開始後（第5回報告以降）においては、収支が-150万~50万円の範囲にある事案がもっとも多くなり、これが全体の約7割を占めるようになる。また、収支が赤字の件数が大幅に増加し（全体の約6割）、全体的に見て収支の状況は悪化している。

以上をまとめると次のようになる。

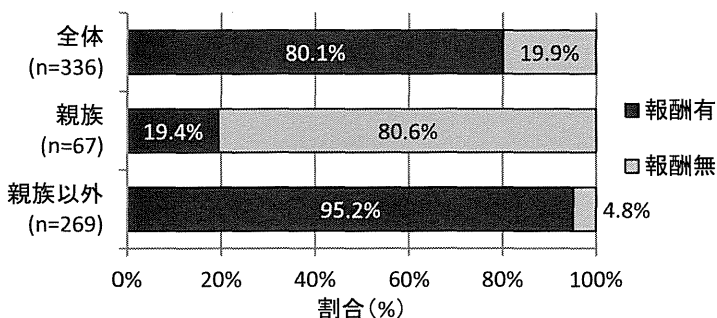
①一般に、本人の収支状況は構造的に赤字傾向にある、②特に、後見開始後に支出が増大することによって、赤字に転落する件数が増加する、③ほとんどの事案において、収支額は-150万~50万円の範囲に収まっている、④また、収支が大幅に黒字（+100万円以上）になっている件数はごくわずかである。

10. 後見報酬の状況

10.1. 報酬付与の有無

後見人等の後見業務の対価として付与される後見報酬について概観する。

[図10-1] 報酬付与の有無の比率



まず後見報酬に関して、各業態の後見人等が報酬付与を受けている割合（逆に言えば、無報酬で活動を行っている人の割合）について見てみる（図10-1）。

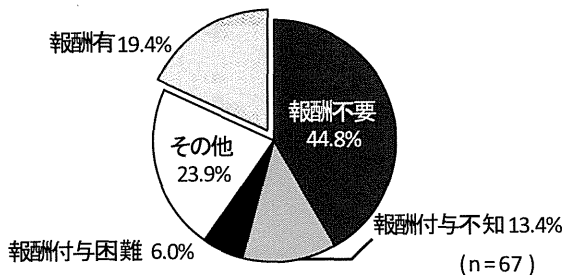
この点、後見人全体でみると、報酬を受けている人の割合が全体の8割で、報酬を受けていない人の割合は2割であった。

このうち親族後見人については、全体の約2割の人が報酬付与を申し立てており、逆に約8割の人は報酬を受け取っていない。彼らが報酬を受けない理由としては、概略次のようであった（図10-2）。

まず最も多い理由は「報酬不要（親族を世話するのは当然であり、ゆえに報酬をもらう理由はないとするもの）」であり、全体の4割強を構成している。次に多かったのが、「報酬付与不知（そもそも制度として、後見人が報酬を受け取れることを知らなかったというもの）」（全体の1割強）である。続いて、「報酬付与困難（本人の資産が少ないなどの理由で、報酬を受けることが難しいというもの）」（同、1割弱）であり、最後に「その他」の理由が2割強であった。

このように親族後見人は、まさに自身が親族であるという理由から、報酬を受けない人の比率が高い。これに対し第三者後見人は、そのほとんど（9割以上）が報酬付与を受けていた。第三者後見人の場合、後見報酬の受領は、例えば、それをビジネスとして行っている専門職にとっては当然のことである。また社協や市民後見NPOなどの法人においても、一定の後見報酬を受けることは、自己の組織を維持し、中長期的に後見活動を継続していくための必須条件になっていると考えられる。

[図10-2] 報酬付与の有無と理由〔親族〕



これに対し第三者後見人は、そのほとんど（9割以上）が報酬付与を受けていた。第三者後見人の場合、後見報酬の受領は、例えば、それをビジネスとして行っている専門職にとっては当然のことである。また社協や市民後見NPOなどの法人においても、一定の後見報酬を受けることは、自己の組織を維持し、中長期的に後見活動を継続していくための必須条件になっていると考えられる。

10.2. 報酬額の分布状況

次に、後見人が受け取る報酬額の分布状況について見てみる（図10-3）。

まず、親族後見人に付与される1ヵ月あたりの報酬額についてみると、親族後見人（報酬付与を受けている人）の約4割は、その報酬額が2万円未満にとどまっていた。また残りの6割の人は、2～5万円の範囲で報酬を受け取っていた。なお、5万円以上の報酬を受け取っているケースは存在